

# 同一労働同一賃金をめぐる最新動向と法改正を踏まえた「短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者」に関する適切な労務管理のあり方

受講者募集！

～法改正に対応した就業規則・社内規程・書式の作成及び整備のポイントなども詳しく解説～

日時 **12月3日・10日・17日** の3日間（全て月曜日）  
午後 6:30～8:30

※録音・録画は  
ご遠慮ください

長期間にわたり国会での審議がなされてきた「働き方改革関連法」の改正がようやくなされました。その柱となるのが、同一労働同一賃金、残業時間の上限規制、いわゆる脱時間給制度などになります。

「同一労働同一賃金」については、これまで、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法等の改正が進められてきており、今年に入り、重要判例なども相次いで出されています。

本講座では、このような最新の状況を踏まえ、「短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者」について具体的にどのような労務管理上の注意が必要か、ご説明します。

★今セミナーは、できるだけタイムリーな情報をお伝えするため、内容が一部変更となる場合があります。ご了承下さい。

講師 千葉総合法律事務所 弁護士 **千葉 博**

受講料 **8,000円**(3日間・税込み)

会場 **ウインクあいち(愛知県産業労働センター)**  
9階大会議室(902)  
(名古屋市中村区名駅4丁目4-38)

## 講 義 内 容

### 1. 「働き方改革関連法」の概要

(1) 同一労働同一賃金 (2) 残業時間の上限規制 (3) いわゆる脱時間給制度 (4) その他の改正点

### 2. 「同一労働同一賃金の原則」に関する法規制

(1) かつての判例の傾向 丸子警報器事件・日本郵便通送事件 (2) 平成20年パートタイム労働法改正による適正処遇の要請の導入  
(3) 労働契約法改正 (4) 平成27年パートタイム労働法改正 (5) 労働者派遣法改正

### 3. 同一労働同一賃金の改正法の内容

(1) 改正法の内容 (2) ガイドラインの内容 (3) 実務対応上のポイント

### 4. 労働契約法

(1) 不合理な労働条件の禁止 (2) 不合理か否かの判断基準は (3) ハマキョウレックス事件・長澤運輸事件・日本郵政事件  
(4) 基本給・手当・賞与・退職金・福利厚生等の労働条件は (5) 定年後再雇用者の処遇は

### 5. パートタイム労働法

(1) 平成27年改正法の内容 (2) 説明義務の機能 (3) 不合理か否かの判断基準は (4) 有期雇用のパートタイマーの処遇

### 6. 労働者派遣法

(1) 改正労働者派遣法における適正処遇関連の規制 (2) 派遣元の対応 (3) 派遣先としての注意点

受講ご希望の方は下記申込み用紙に必要事項を記入のうえ、郵送かFAXで愛知県労働協会までお申込みください。また、ホームページからお申込みいただけます。折り返し受講票と受講料振込み用紙を送付いたします。なお、セミナー開講10日前までに受講票が届かない場合はお手数ですが下記連絡先まで確認をお願いいたします。

愛知県労働協会 労働教育グループ 〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目4-38 愛知県産業労働センター17階  
TEL 052-485-7154 E-mail rodo@ailabor.or.jp ホームページ <http://www.ailabor.or.jp/rodo/>

お申込みは切りとらずA4のままFAXでお送りください。 **FAX 052-583-0585**

## 「労働問題の最前線を考えるⅡ」 受講申込書

受講者氏名	フリガナ	連絡者及び連絡先住所 (勤務先・自宅) ○印をつけてください	
	性別	年齢	TEL (日中連絡のつく番号をご記入ください)
	フリガナ	会社名/団体名	TEL
	性別	年齢	TEL
氏名	フリガナ	部署名	連絡者氏名
	性別	年齢	愛知県労働協会からのメールマガジンの配信について (希望する・希望しない・登録済み) ○印をつけてください
	性別	年齢	E-mail

※受講申込み頂きました個人情報(氏名・住所等)は、お問い合わせや案内文書の送付、返信、本人確認のためのみに使用させていただきます。これらの目的以外には、一切使用しません。(協会個人情報保護規程第4条に基づき取り扱います。)

主催：公益財団法人愛知県労働協会 後援：愛知県・愛知県労働者福祉協議会